

報告第13号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、児童扶養手当過払金返還債務の弁済に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和5年7月19日

足立区長 近藤 弥生

訴えの提起について

足立区は、下記により東京簡易裁判所に対し、訴えの提起をする。

1 相手方

足立区加賀在住者

2 訴えの要旨

足立区は、児童扶養手当過払金を返還しない相手方に対し、次のとおり請求する。

- (1) 未償還金 555,000 円の支払
- (2) (1) に対する遅延損害金の支払
- (3) 訴訟費用の支払

3 訴訟の遂行方針

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。